定款

2025年10月1日 現在

株式会社横浜フィナンシャルグループ

株式会社横浜フィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社横浜フィナンシャルグループと称し、英文では Yokohama Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
 - (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
 - (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
 - (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新 株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱 わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 当会社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に欠員または支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長になる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
 - 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、3名とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役および社長執行役員)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長および 取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定 することができる。
 - 2 取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議によって、社長執行役員1名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集および議長)

- 第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して、発するものと する。
 - 2 取締役会は、取締役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することが できる。
 - 3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。取締役会においてあらかじめ定めた取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。
 - 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する ことができる。

(監査等委員会の招集)

- 第30条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して、発するものとする。
 - 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会規程による。

第6章 会計監查人

(会計監査人の選任)

第33条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時 株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に 別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

(2016年4月1日 制 定) (2017年6月20日 変 更) (2022年6月21日 変 更) (2023年3月1日 変 更) (2025年6月20日 変 更) (2025年10月1日 変 更)